平成20年度に定年により退職した職員は4,979人、このうち、給与法適用職員は3,865人、給与特例法適用職員は145人、特定独立行政法人職員は969人となっている。

平成20年度に勤務延長された職員は47人であり、そのうち、新たに勤務延長された職員は、給与法適用職員は５省19人、特定独立行政法人職員は２法人６人であった。また、勤務延長の期限を延長され平成20年度も引き続き勤務した職員は、給与法適用職員は４府省19人（延長15人、再延長４人）、特定独立行政法人職員は１法人３人（延長２人、再延長１人）であった。

第10章　職員団体

一般職の国家公務員（給与特例法適用職員及び特定独立行政法人職員を除く。）は、国公法第108条の２の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

人事院では、職員団体制度の周知徹底を図るため、平成21年度は、全国６か所において、本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対する説明会を開催した。

第１節　管理職員等の範囲

国公法第108条の２の規定により、重要な行政上の決定を行う職員、管理的又は監督的地位にある職員及び職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととされている。

管理職員等の範囲については、規則17－０（管理職員等の範囲）の別表で、組織区分に応じて具体的に定められており、行政機関の組織又は官職の改廃等があった場合には、それに適応するよう同規則別表の改正が行われている。平成21年度は４回の改正を行った。

平成21年度末における管理職員等の指定総数は38,147人であり、定員（警察職員等を除く。）242,521人に対する指定率は15.7％となっている。

第２節　職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国公法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

国公法第108条の３及び規則17－１（職員団体の登録）の規定に基づく平成21年度の新規登録は153件であり、登録の抹消等は212件であった。この結果、平成21年度末における登録職員団体の総数は2,060団体となり、組織人員は116,464人（管理職員等による職員団体（10団体）を除いた組織人員は115,883人）となっている。

また、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録は851件であった。

第３節　職員団体のための職員の行為

１　在籍専従

職員は職員としての身分を保有したまま、職員団体の業務に専ら従事することはできないが、所轄庁の長の許可を受けた場合には登録職員団体の役員として専ら当該団体の業務に従事すること（いわゆる在籍専従）が認められている（国公法第108条の６）。その最長期間については、国公法附則第18条により、当分の間、７年以下の範囲内で規則で定める期間とされ、規則により７年と定められている（規則17－２（職員団体のための職員の行為）第８条）。

平成21年末における在籍専従役員は174人であり、平均すると組織人員715人につき１人を置いていることになる。

２　短期従事

在籍専従以外に、職員は登録された職員団体の役員、議決機関の構成員等として、許可を受けて、１日又は１時間を単位として年間30日の範囲でその職員団体の業務に短期に従事することができることとされている（規則17－２第６条）。平成21年中の短期従事者は344人で、その総従事期間は2,790日７時間であり、１人当たりの年間平均従事期間は８日０時間となっている。

第４節　職員団体等の法人格

１　登録職員団体

登録職員団体は、法人格法第３条第１項の規定により、法人となる旨を人事院に申し出ることにより、法人となることができるとされている。平成21年度末において法人格を付与されている登録職員団体数は、246団体である。

登録職員団体別に法人格を付与されている登録職員団体の割合をみると、連合体組織では29.5％、単一体組織では59.7％、支部、分会等の組織では10.0％であり、全体としては11.9％となっている。

２　認証職員団体等

法人格法における認証機関たる人事院が、職員団体等の申請に基づき、その規約が要件を満たすものであると認証した場合には、当該職員団体等が主たる事務所の所在地において登記することによって法人格が付与されることとなっている（法人格法及び規則17－３（職員団体等の規約の認証））。平成21年度における新たな認証はなく、同年度末現在において、人事院が認証機関として規約を認証している職員団体等は４団体となっている。

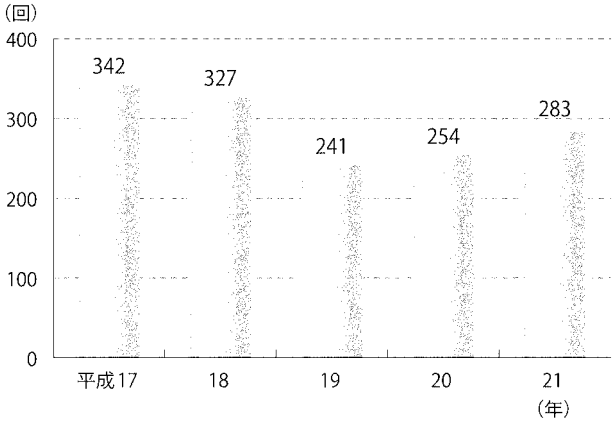
第５節　職員団体との会見

人事院は、職員の勤務条件に関し、勧告、規則の制定・改廃などを行うに当たって、職員団体その他の公務員組合と会見を行うことを通じて、意見、要望などを聴き、施策に反映させることとしている。

平成21年の職員団体等との会見回数は、本院において106回、地方事務局（所）において177回の合計283回である。その内容は、春闘統一要求・人勧要求関係が129回（約45.6％）と最多であり、次いで級別定数の改定に関するものが119回（約42.0％）、男女共同参画関係が11回（約3.9％）、諸手当関係が11回（約3.9％）、人事評価結果の活用が３回（約1.1％）などとなっている。平成21年は、６月期特別給に係る一部凍結勧告に関する会見が純増したことにより、春闘統一要求・人勧要求関係が級別定数の改定を上回った。また、平成21年６月の民間の育児・介護休業法の改正に関連して男女共同参画関係が前年より増加し、更には特地勤務手当官署指定基準の見直し関係も純増するなど、総数は前年と比べ29回（約11.4％）の増加となった（図10）。

なお、人事院勧告は、直接的には一般職非現業の国家公務員を対象とするものであるが、特別職の公務員、地方公務員にも影響があるため、人事院は、これらの公務員を含む公務員全体を代表する職員団体とも広く会見を行うこととしてきている。

［図10］　職員団体等との会見状況



第11章　公平審査

公平審査は、不利益処分についての不服申立て、勤務条件に関する行政措置の要求、災害補償の実施に関する審査の申立て等、給与の決定に関する審査の申立てが人事院に対してなされた場合に、人事院が、それぞれ所定の審査手続に従って、できる限り迅速かつ適切な事案の処理を行うものであり、人事院は、事案処理に関する目標を定め、その進捗状況等を定期的に把握するとともに、手続面での効率化を検討するなど、事案の早期処理に取り組んでいる。このほか、上記の制度では取り上げることができないものも含め広く苦情相談を受け付け、必要な対応を行っている。